

○財務省告示第九十号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年二月十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

合 計	五券利 年(変動 ・庫 十債)							稱國 債 の 名  記 号
	第二十 回	第十九 回	第十 五回	第十 四回	第十 一回	第九 回	第八 回	
円一千三百六 億円	三百五十 億円	円三百七十五 億円	二百二十 億円	三百二十 億円	三十五億 円	二億 円	四億 円	總額 額面金額 の
	九十六円二 銭	九十五円三十七 銭	九十五円二 銭	九十五円三十七 銭	九十六円二十七 銭	九十七円六十 銭	九十八円五十五 銭	た額 り面金額 の買入価格 百円当